

2025-9-16 第5回有料老人ホームにおける望ましいサービス提供のあり方に関する検討会

○落合専門官 定刻となりましたので、ただいまから、第5回「有料老人ホームにおける望ましいサービス提供のあり方に関する検討会」を開催いたします。

事務局を務めます、厚生労働省老健局高齢者支援課の落合でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

構成員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中、御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

本日の出席状況ですが、川田構成員、中澤構成員より御欠席の御連絡をいただいております。川田構成員の代理として久留善武参考人、中澤構成員の代理として渡邊潤一参考人に御出席いただいております。また、江澤構成員、矢田構成員より、遅れて御参加と伺っております。

本日のオンラインでの御参加は、江澤和彦構成員、木本和伸構成員、田母神裕美構成員、濱田和則構成員、保木口知子構成員、矢田尚子構成員、村上かおるオブザーバーとなっております。

本日は、こちらの会場とオンライン会議システムを活用しての実施となります。また、動画配信システムでのライブ配信により、一般公開する形としております。

報道関係の方に御連絡します。冒頭のカメラ撮影はここまでとさせていただきますので、御退出をお願いいたします。

(カメラ退出)

○落合専門官 では、以降の進行を駒村座長をお願いしたいと思います。

○駒村座長 おはようございます。

それでは、議事に入ります。

本日の議題は「これまでの議論の整理を踏まえた検討の方向性について」です。

本日の資料と会議の運営方法について、事務局から説明をお願いいたします。

○落合専門官 それでは、お手元の資料と会議の運営方法の確認をさせていただきます。

構成員の皆様におかれましては、お手元の資料を御覧ください。オンラインでの御出席の皆様におかれましては、お送りしております資料を御覧いただければと思います。

次に、発言方法等につきましてでございます。

オンラインで御参加の構成員の皆様には、画面の下にマイクのアイコンが出ています。会議の進行中は、基本的に皆様のマイクをミュートにさせていただきます。御発言をされる際には、Zoomツールバーの「リアクション」から「手を挙げる」をクリックいただき、座長の御指名を受けてからマイクのミュートを解除して御発言をお願いいたします。御発言が終わりしました後は、Zoomツールバーの「リアクション」から「手を降ろす」をクリックいただき、併せて再度マイクをミュートにさせていただきますようお願い申し上げます。

す。

また、会場御参加の皆様には、挙手をいただき、座長の御指名を受けてから御発言をお願い申し上げます。

○駒村座長 ありがとうございました。

それでは、議事に移りたいと思います。

事務局から説明をお願いいたします。

○濱本高齢者支援課長 高齢者支援課長、濱本でございます。

まず、お手元の資料1と資料2につきまして御説明を申し上げます。

まず資料1でございます。こちらが本日の議論のメイン、「これまでの議論の整理を踏まえた検討の方向性について」、おまとめた資料でございます。

おめくりいただきますと、まず右下ページで1ページでございますけれども、「1. 有料老人ホームの運営及びサービス提供のあり方」に関する論点でございます。そのうち、このページは「(i) 有料老人ホームにおけるサービスの質の確保等」に係るものでございます。

まず1つ目の箇条書き、高齢者住まいの役割としてございますけれども、所得の低い高齢者ですとか生活保護を受給されている方などが多く有料老人ホームに入居されている実態があり、ややもすると、一部には限度額までの利用割合が高いという傾向もございます。そうした観点から、様々な事情を抱えた方も安心して居住の場を選択できるようにするためには、どのような方策が考えられるかという点が論点になると考えられます。

続いて、小見出し、有料老人ホームにおける介護・医療サービスの質の確保についてでございます。

2つ目の箇条書き、住宅型有料老人ホームのうち、要介護者の受入れが可能で、介護サービスの提供体制を備えているホームは、介護サービスの提供が前提となっており、入居者を保護する必要性が高いのではないかと御意見をいただいているところでございます。

この点を踏まえまして、こうしたホームに該当するか、自治体が適切に判断・把握するために、どのような考え方や仕組みが必要と考えられるか。また、介護保険施設（特定施設を含む）やサ高住との関係はどう整理されるべきかの点が論点となると考えられます。

また、下の箇条書きでございますけれども、過不足のないサービス提供がなされているか、また、みとりの場面で本人の意思尊重等が十分なされているか、第三者的に注視する仕組みの必要性についても御意見がございました。

この点を踏まえまして、要介護者の入居している有料老人ホームにおいても、入居者本位のケアがみとり期に至るまで確実に提供されることを担保するために、どのようにモニタリングすることが考えられるかとの論点をお載せしております。

おめくりいただきまして2ページでございますけれども、同じ項目の続きでございます。小見出しで申し上げますと、有料老人ホームにおける安全性の確保についてでございます。

まず1つ目の箇条書きは、中重度の要介護者を含む入居者に対するホーム側や併設サービスの責任の所在範囲が不明確であるという御意見をいただいております。この点を踏まえまして、要介護者を受け入れるホームにおいて、こうした責任の所在範囲を入居者やその家族の方に対して明確なものにするために、どのような方策が考えられるかという論点がございます。

また、その下の箇条書きですけれども、重度になっても住み続けられるホームに関して、最低限の人員配置基準が必要だという御意見を踏まえまして、住まいであり、必要な在宅サービスが提供されていることを前提に、高齢者住まいである有料老人ホームとして、どのような人員体制が確保される必要があるか。また、様々な類型とのバランスでどのような体制が考えられるかとの論点がございます。

おめくりいただきまして、3ページでございます。「(ii) 利用者による有料老人ホームやサービスの適切な選択」に係る論点でございます。

まず、小見出し、望ましい情報提供のあり方としまして、1つ目の箇条書きですが、入居される高齢者や家族の側が、専門知識ですとか交渉力が不足していることを補って、適切な判断を下せるための仕組みが必要であるとの御意見。また、例えば入院先などからホームに入居されるパターンも考慮し、納得できる形で入居できるような環境整備として、医療機関との連携ですとか相談窓口の整備が必要であるとの御意見をいただいております。

これらの点を踏まえまして、多種多様な有料老人ホームから必要なホームを選択できるため、どのような仕組みが考えられるか、また、相談窓口について、どのような主体が担うことが期待されるかとの論点を御提示しております。

2つ目の箇条書きでございますけれども、「終の棲家」と考えて有料老人ホームに入居される高齢者も多い中、消費者保護や入居後のトラブル回避の観点から、ホームの運営や提供されるサービス等について正確に把握した上で入居契約を結ぶことを確実にするため、どのような事項が説明されることが必須と考えられるかとの論点を御提示しております。

次に4ページ目でございます。小見出しで申し上げますと、入居者紹介事業の透明性や質の確保に関する論点で、論点が多く5つ御提示申し上げます。

まず1つ目ですけれども、入居される高齢者の方はやはり多くの情報を処理することが難しいといった御意見を反映しまして、消費者保護の観点から、入居者やその家族に対して、紹介事業者とホーム運営事業者との間の契約関係・責任関係を明確化するためにどのような方策が有効と考えられるかとの論点です。

また、2つ目ですけれども、現状、入居希望者と紹介事業者の間には必ずしも契約がない点、また、入居希望者からすると、無償というサービスになっていることを踏まえまして、紹介事業者が入居希望者の側にも立ち、中立な立場で紹介事業を行うための仕組みとしてどのような方策が考えられるかとの論点を提示しております。

3つ目ですけれども、紹介事業者のマッチング手法や紹介手数料の設定方法に関する透明性の確保の観点、また、消費者目線で検索が可能とするといった観点から、高齢者が安

心して自らのニーズに合った紹介事業者を選択できるため、紹介事業者の側においてどのような取組が期待されるか。また、こうした情報が、包括、ケアマネ、医療ソーシャルワーカー等にかかれるための仕組みとして、どのようなことが考えられるかとの論点でございます。

4つ目でございますけれども、高齢者住まい事業者における情報公開や、紹介事業者の位置づけ、専門性、義務・責任といったことについて、一定程度示していくことが必要ではないかとの御意見を踏まえ、入居プロセスの透明化や紹介手数料の適正化の観点から、高齢者住まい事業者による情報公開の方法としてどのような方策が考えられるか。また、先ほどもありましたとおり、入居希望者と紹介事業者との間では必ずしも契約が交わされていない実態を踏まえ、消費者保護の観点から、紹介事業者に求められる専門性、義務・責任についてどのように考え、どのような仕組みが必要と考えられるかとの論点を御提示しております。

最後、5つ目の論点ですけれども、紹介事業者の行動指針にのっとり事業運営を担保するため、例えば届出とか登録といった制度の導入も考えられるのではないかと御意見を踏まえ、高齢者住まい事業者団体が運営する紹介事業者届出公表制度が果たしている機能・役割を踏まえ、さらに実効性を高めるため、どのような方策が考えられるかとの論点がございます。

おめくりいただきまして、5ページでございます。替わりまして「2. 有料老人ホームの指導監督のあり方」に関する論点でございます。

まず1つ目の小見出しですけれども、参入時の規制のあり方としまして、1つ目、事業者の創意工夫を損なわないという最低限の範囲で、利用者保護の必要性がとりわけ高い場合、登録制といった新たな規制の導入を検討してはどうかとの御意見を頂戴しております。

この点につきまして、住宅型有料老人ホームの運営形態や入居者像は多様である中、サ高住の登録基準ですとか、介護付きホームの指定基準、あるいは在宅とのバランスを踏まえ、住まいでありながら介護の提供の場となる住宅型有料老人ホームは、どのような要件を備えることが必要と考えられるかとの論点をお示ししております。

その下、2つ目でございますけれども、外付けサービスを利用するホームと介護がついている特定施設を分かりやすく分けて説明する観点から、自立型ホームや特定施設との差別化を図る観点から、介護の提供の場となる住宅型有料老人ホームについて、どのような表示・説明が必要と考えられるかとの論点を示しております。

次の小見出し、参入後の規制のあり方についてでございますけれども、経営の継続が困難と見込まれる事業者への対応として、迅速な事業停止命令等の行政処分を可能とすることが必要ではないかと御意見もあったところでございます。

この点を踏まえまして、事業廃止や休止の場合、介護保険施設では、事業者に必要なサービスが継続的に提供されるよう連絡調整や便宜の提供の義務づけがされているところ、有料老人ホームの場合、行政のみに課されていることについてどう考えるかとの論点をお

示しております。

おめくりいただきまして6ページ、「3. 有料老人ホームにおけるいわゆる『囲い込み』対策のあり方」に関する論点でございます。

まず「(i) 住宅型有料老人ホームにおける介護サービスの提供について」でございますけれども、小見出しで申し上げますと、出来高報酬型の介護保険サービス等が一体的に提供されている事業経営モデルにおける透明性の向上ということで2つ論点がございます。

まず1つ目は、介護サービス事業者を選択できることを確実に担保できるような制度とすべきとの御意見を踏まえまして、有料老人ホームのみならず、地域包括支援センター、ケアマネ、医療ソーシャルワーカーなどの地域関係者がどのような役割を果たすべきかとの論点を提示しております。

また、2つ目、地域との交流により透明性を高める観点から、有料老人ホームが地域に開かれた存在となり、地域の中でより積極的な役割を果たしていくにはどのような方策が必要かとの論点をお示しております。

また、次の小見出し、ケアマネジメントのプロセスの透明化につきましては、自立支援を阻害するような圧力が介護支援専門員にかからない環境構築が必要であるという御意見を踏まえまして、利用者本位のサービス提供がされるという観点から、ケアマネジャーの独立性の担保に向けて、どのような方策が必要かとの論点をお示しております。

最後、「(ii) 特定施設入居者生活介護について」でございますけれども一般型に必要な体制確保が難しい場合には、外部サービス利用型への指定申請を可能とする仕組みを検討すべきでないかという御意見を踏まえまして、論点としましては、現在、外部サービス利用型の特定施設が非常に少ない現状などを踏まえまして、外部サービス利用型の活用を促進する仕組みとしてどのようなことが考えられるかという論点をお示しております。

以上、かなり多岐にわたりますけれども、論点をお示した資料1の御説明です。

続きまして、簡単に、追加資料としておつけしております資料2について御説明申し上げます資料2を御覧ください。

おめくりいただきますと、1ページは有料老人ホームの類型、あるいは入居者像の全体的な分布みたいなものを図式化してお示ししてございます。大別いたしますと、左側のブルーのところは介護付き有料老人ホーム、右側のピンクがけのところは住宅型有料老人ホームと有料老人ホーム該当サ高住、また、健康型有料老人ホームがその外にあるといった形になっております。

それから、この資料の2ページから6ページまでは、特別養護老人ホーム、特定施設という施設系、住まいの要素が徐々に強まりまして、住宅型有料老人ホームですとか、サ高住といった類型に応じまして、2ページは規制ですとか透明性の確保に関する要求事項、契約に関する要求事項、3ページは人員の配置基準など、4ページは設備に関する基準や指針等、5ページは報告ですとか公表事項に関する基準、遵守事項、6ページは指導監督ですとか一部罰則について一覧の形で比較できるようお示したものでございます。

7 ページは、比較的前の時代に作られたものでございますけれども、住まいとサービスの関係を分かりやすく図示したものでございます。

また、8 ページ、9 ページでは、先ほどの論点でまだ指定を受けているものが少ないとありました外部サービス利用型特定施設の指定について、8 ページが現時点全国全5施設についての概要となっておりまして、そのうち9 ページは福岡県の施設につきまして概要を詳しくお示ししたものでございます。こちらの施設は、地域に軽度者を対象とする高齢者施設が少なかったという背景で、外部サービスを利用する形態での介護付きホームを開設されたということでございます。

10ページにつきましては、本年度の老健事業で、有料老人ホームに対する行政処分の処分基準の作成を進めている点の御報告でございます。

11ページ、12ページにつきましては、現行の届出制におきまして、有料老人ホームの施設設置時、また設置以降の事後チェックも含めて、各自治体における業務のフローですとか、特にピンクがけのところでございますけれども、各段階での事務に関する課題を並べたものでございます。現行、指針に必ずしも強制力がないということ、また、先ほどの老健事業の点でもございましたとおり、処分基準というものがないこと、あるいは事務負担が各段階で重いという点を触れさせていただいております。

最後、13ページにつきましては、来年度予算の概算要求事項の御紹介でございまして、有料老人ホーム等の入居紹介事業の適正化を推進するための委託事業についての御報告でございます。

雑駁でございますけれども、資料の説明は以上でございます。

○駒村座長　ありがとうございました。

それでは、意見交換に入りたいと思います。

論点が多いので、大きく2つに分けて議論を進めたいと思います。まず資料1の1～4ページ「1. 有料老人ホームの運営及びサービス提供のあり方」について、御意見がある方は御発言をお願いいたします。

会場の方は挙手を、オンラインで出席の方はZoomの「手を挙げる」機能を使用してください、私の指名により発言を開始してください。

なお、予定時間内に多くの構成員の皆様にご発言いただきたいと思っておりますので、各構成員におかれましては、5分以内の御発言をお願いしたいと思います。

それでは、会場の方から御発言いただき、その後にオンラインの方から御発言をいただくと思います。では、まず会場の方、いかがでしょうか。発言予定の方、手を挙げていただければと思いますが、会場のほうからはいかがでしょうか。では、順番はこちら回りでいきたいと思います。

それでは、高野さんから、次にこうやって回っていききたいと思います。よろしく願いいたします。

○高野構成員　東洋大学の高野でございます。

それでは、まず資料1の4ページ目までのところという御指定でしたので、その範囲で申し上げますが、まず1点目、4ページまでのことには限らないのですけれども、この検討会にずっとお邪魔をさせていただいておりまして、改めて理解したことは、有料老人ホーム、高齢者向け住まいは非常にステークホルダーが多い業界だと。社会福祉分野で比較してみてもすごく多いなと思った部分がありまして、その意味で言うと、この検討会の意見の取りまとめと今後の方向性については、さらに幅広い意見を求める、例えば意見公募とかそういうふうな進め方も必要だと感じております。これをまず全体的な意見として申し上げさせていただきます。

それから、個別のポイントについてですが、4ページ目について大きく5つ箇条書きがありますが、いずれも紹介事業についてだと思うのですけれども、そのうちの4点目と5点目について意見を申し上げます。

4点目、入居プロセスの透明化とか、紹介手数料とか、そこに関する消費者保護の観点という意味合いの考えられるかということで問題提起がされていますが、ここについてなのですけれども、まず1つは、高齢者向け住まいそのもの、住まいの事業者の責務として、入居希望者に対してどういう紹介事業者を利用しているのか、利用している紹介事業者の情報を公表する必要があるのではないかと。どの範囲の事業者を使っているとかです。その必要性があると感じておりますので、意見として付け加えさせていただきたいと思います。

それから、それに関連しまして、紹介事業者そのものについて、実際にどんな専門性、資格が消費者保護の観点から必要なのかという議論はもう少し必要だろうなと思っております。一番大事なことは、ホーム側だけではなくて、高齢者側、入居希望者側に対する忠実誠実義務ですとか、あるいは私がこの検討会で申し上げた言葉で言いますと、意思決定支援のある種の義務ですとか、権利擁護の観点をきちんと保持しているかどうかですとか、そういうふうなところで紹介事業者にきちんとした一定の義務を負っていただくということが必要ではないかと思っています。

若干話は横道にそれるのですが、先ほど御説明があった資料2の追加資料、私、事前に拝見していたのですけれども、追加資料の13ページ目、令和8年度での事業ということで、有料老人ホーム等の入居紹介事業適正化推進事業というのが事務局から示されています。これはある種、私の頭の中にあった紹介事業者さんに対する市場原理を逸脱しない範囲での規制という意味で、これくらいの認定、あるいはこれくらいの情報提供、これくらいの対応策を取っていただくことは必要だなとちょろど思っていたところで、まさにそれを具体的に絵に描いていただいているかのような事業だと思っております。こういうふうな事業が、今後引き続き行われるような体制の検討というものが必要なのではないかなと思っています。

1つ言い忘れました。紹介事業者さんについてなののですけれども、同じ4ページの下2点なのですが、それに関連しまして紹介手数料の問題です。紹介手数料に関しましては、

この間私がいろいろなところで情報をいただいた部分で言いますと、要介護度が重い人ほど紹介料が高い、必要な医療度、場合によってはみとりの時期に近い人ほど紹介料が高いという手数料設定になっているものが結構たくさんございました。市場原理の中でそれは自由ではないかとおっしゃられるかもしれませんが、とはいえ、「情報の非対称性」の非対称の最も著しいところにいらっしゃる高齢者の人たちがユーザーであることを考えますと、やはりそうではなくて、いささか、単純に言いますと要介護度とか看取りの時期とか重度の程度ということでは言わば値付けがされているところは、人権の感覚、高齢者の尊厳の尊重というところから少し逸脱しているような気がしますので、そうではない形で設定される必要があります。

これ以上は恐らく公正取引の問題とかと関連するかと思いますが、私がイメージしておりますのは、不動産仲介の世界のように、例えば1か月分の家賃、居住費の幾ら、何ヶ月分という形で、利用者の状態像に関わることなく料金が設定されているという形が高齢者の尊厳保持という意味から重要ではないかと思っております。

4ページまでのところは、基本的には以上でございます。

○駒村座長 次に宮本さん、お願いいたします。

○宮本構成員 高齢者住宅協会の宮本でございます。

私のほうからは、3ページの望ましい情報提供のあり方についてコメントをさせていただきたいと思います。

皆さん御覧になったことがあるかと思うのですが、サービス付き高齢者住宅に関しては、情報提供システムというものがあまして、割と細かいところまで全部概要が見られるのです。ですから、紹介事業者を通さなくても、特に自立型の場合は8割が本人が探されていて、恐らく介護型の場合は8割ぐらいが家族が探されているという構図だと思うのですが、こういう情報提供システムがあれば、紹介事業者を通さずに、自分で恐らく場所と値段とサービスみたいな形でピックアップをして、御自身でそこを見に行くような仕組みができると思うのですが、残念ながら介護サービス情報公表システム、私もこの会議があるので幾つか見させていただいたのですが、登録制度がないからなのか、掲載されていない住宅が多数あり、ここからは恐らく情報を得ることができないので、まずはここを少しお金をかけて情報をちゃんと整理すれば、ここからお子さん、家族が介護施設を探して、御自身で幾つか見に行ってみようという形が取れるのではないかなと思いました。

一方、相談窓口に関しては、これがしっかりとできれば一番いいと思うのですが、実は高齢者住宅協会では2つ相談窓口を持っています。これは基本的にサ高住にお住いの入居者向けの相談窓口ということで、実際入居した住宅での困りごとなどを受けるもの、もう一つは紹介ではなくて、高齢者の住まいに関するフラットなオンライン相談ということで、要は住み替えありきではなくてこのまま住み続けるとか、住み替え先には、どんな選択肢があるかというような広範なアドバイスを行う2つの相談窓口を持っているのですが、実はあまり認知度が高くなく、年間十数件程度の相談にとどまっています。これは告知の間

題と、もう一つは人員の問題の両方あるので、できればこういうところの人員を増やして、もうちょっと告知をして、フラットに相談できる、情報提供して、さらに相談窓口ができれば、先ほど後半に続いた紹介事業者とかのミスマッチも、全体として規制をかけるというよりは、探している人が自分で探せるような仕組みができればいいのではないかなと思いました。

以上です。

○駒村座長 ありがとうございます。

続けて北條さん、お願いします。

○北條構成員 横浜市役所の北條です。よろしくお願いします。

私のほうからお伝えしたい点ですけれども、まず検討の方向性の資料2ページにございますが、有料老人ホームの安全性の確保といたしまして、中重度の要介護者を受け入れるホームにおいて、責任の所在、範囲を入居者やその家族に対して明確化するといったことについて触れられております。

これまでの議論の中で出された様々な課題を踏まえますと、入居者に対するサービス提供や安全確保の面におきまして、行政による関与の強化は必要ではないかと考えております。前回の検討会の中でも、登録制といった新たな規制の導入という御意見が出されておりました。横浜市としても、登録制など許認可制度の導入について検討する必要があると考えております。

仮に、登録制といった許認可制度を導入する場合ですが、登録基準の項目に関しては自治体ごとに解釈の余地が生じにくいような、具体的な記載としていただけるようお願いしたいと思っております。

また、対象となる事業所の範囲ですけれども、全ての事業所を対象とするのか、あるいは中重度の要介護者といった一定の基準を設けた上で、該当する事業所を対象とするのかといった点も検討が必要ではないかと考えております。

以上となります。

○駒村座長 ありがとうございます。

続けて、難波さんがさっき手を挙げられていたような記憶ありますね。里村さんはいいですか。では、難波さん、お願いします。

○難波オブザーバー代理 国土交通省の難波です。よろしくお願いします。

先ほど宮本さんのほうからお話しいただいた内容と同じような内容になってしまうのですが、今、情報公開のシステムがあると思うのですが、あちらのほうも、情報をもう少し整理していただいて、内容を濃くした上で、一般の方、特に介護者という方が見やすいような情報とか、求められている情報をもう少し整理した上で、見やすく公開していくということが非常に重要かなと思っています。

家族の方が見るとして、住宅に関すること、あとは介護に関することが区分けされているようなシステムとして、素早く検索できる、そして自分の欲しい情報が瞬時に分かるよ

うなシステムを出していくのが非常に重要かと思いますので、そちらのほうの整理というのは今後私たちも進めていければなと思っているところであります。

以上です。

○駒村座長 ありがとうございます。

では、こちらのサイドに入って、先ほど渡邊さんは手を挙げられていましたね。お願いします。

○渡邊参考人 全国有料老人ホーム協会の渡邊です。

私のほうからは、まず1ページの3つ目の項目、適切なケアが行われるためのモニタリングということなのですが、いろいろな角度からチェックできる仕組みをつくるのが大事だと思います。例えばそのうちのひとつとして自治体さんの実地指導もごさいし、あるいはホーム内の自己点検といったこともあると思うのですが、問題なのは、実際の介護サービスというのは個室の中で行われることが多いと思いますので、外からは見えにくいということになろうかと思います。だからこそ、サービスの見える化を進めるためには、外部の専門家など中立的な立場からサービスの質をチェックする第三者の評価といったものが有効ではないかと思います。私ども有老協でも、会員向けですが評価事業を実施しております。

第三者の評価は、ホーム側にとっては、改善に向けたフィードバックにもなりますし、その評価結果を公表すれば、サービスの質の運営の方針などを知る上で、信頼できる情報源となりますので、利用者の方や御家族が幾つかのホームを客観的に比較できるようになると思います。第三者評価が入居希望者や行政にとって重要な指標となって、それが事業者のやりがいにつながって、さらに事業者による導入が進むという好循環ができるような制度づくりが必要ではないかと思います。

それから、3ページの最初の項目になります。相談窓口の主体についてでございます。今現在、いろいろな相談窓口の主体がございます。地方自治体さんはじめ、地域包括のほか、私ども業界団体のほうも相談業務を行っております。また、相談の内容も非常に様々で、多岐にわたっております。これら問題なのは、相談の窓口ごとに得意な分野や対応できる範囲が違っているということ。そして、その窓口同士の連携があまり取られていないということではないかと思います。そのせいで相談者があちこちに回されてしまうといった現状もあろうかと思います。

そこで、例えば地域ごとにワンストップ型の相談窓口を設けて、まずはそこに相談すればオーケーというように入り口を一本化するということが考えられると思います。そして、そこから相談内容に応じて専門的な機関につないでもらえるような連携の仕組み、プラットフォームみたいなものができれば、どこに相談したらいいのか分からないというような困る人も減ってくるのではないかと思います。特にホーム選びですとか入居後の苦情相談については、私ども業界団体にノウハウがありますので、ぜひそういった窓口を活用していただけたらと思います。

それから、4 ページの最初の項目です。紹介事業者についてなのですが、1 つの提案として、消費者に対して、特にファーストコンタクトの段階で、次のような内容を文書でしっかりと説明してお渡しするということを必須とすることが必要ではないかと思えます。

その内容というのは、一つは、紹介は中立的で正確な情報に基づいて行い、利用者の希望に合ったホームを御案内しますということです。

それから、全てのホームを紹介できるわけではなく、あくまで自社と提携している施設のみを紹介していますという点です。可能であれば、提携しているホームの一覧も添付する。

そして、紹介料はホーム側、事業者側から受け取っていて、利用者からはお金はもらっていませんということです。

これらをあらかじめ書面で伝えておくことで、紹介事業者の立場が明確になり、紹介サービスの透明性も高まって、利用者にとっても安心して相談できる環境になるのではないかと思います。

それから、同じく 4 ページ目の 2 つ目の項目なのですが、例えば今の私ども高住連で行っている届出公表制度では次のようなルールが定められています。情報をきちんと開示してください。手数料体系、手数料受取権利の有効期間等、これらのルールを守ってください。個人情報適切に扱ってください等々幾つかございます。こうしたことを形式だけではなくて、実際にきちんと守らせる仕組みをつくって、実効性を確保していく必要があるかと思えます。

その具体的な内容につきましては、今後、今年度の老健事業の委員会の中で議論されていくことになろうかと思います。本来であれば、介護保険制度の適正な運営ですとか、あるいは消費者保護の観点から、公的な制度としてマネジメントされるべきものとは考えます。しかし、現状では難しいので、法的な制度としてではなく、業界としての自主規制という形になるとは思いますが、それでも国や行政の強力な後押しや関与があるスキームにする必要があるかと思えます。

以上でございます。

○駒村座長 ありがとうございます。

続けて倉田さん、お願いします。

○倉田構成員 熊本大学の倉田でございます。

私からは、1 ページの 2 つ目の有料老人ホームにおける介護・医療サービスの質の確保について意見を申し上げます。

介護サービスの提供を前提としたサービスにおきましては、やはり入居者の方の保護がとても重要だと考えております。具体的には、以下の 2 つの点で行政の関与を強めていく必要があるのではないかと考えております。

1 点目は安全面の確保でございます。要介護の方あるいは専門的なケアを必要とする方

を受け入れる以上は、ホームとして体制がしっかり整っていて、安全が確保されるということは必要不可欠だと思います。

2つ目といたしまして、入居者の意思というのがちゃんと尊重できるように、選択の自由を保障するというところでございます。具体的には、入居時の選択の自由の確保、あるいは入居した後で介護サービスの自由な選択の保障がなされるということが重要かと思うので、これらの点につきましては、現状よりももう少し行政の関与を強めていく必要があるのではないかと思います。

次に、このような新たな介入、規制の対象となる施設をどういう形で判断するかということでございますが、以前の検討会では、入居者の平均要介護度などで判断するという御提案をいたしました。ただ、実際には、その年度の中で入居者が入れ替わったりして、なかなか平均要介護度で線引きというのは難しいところもあるかと思います。

そこで、もう一つの判断の切り口といたしまして、入居者を募集する段階で、介護サービス、あるいは看護やみとりといったケアを提供することを前提に募集している施設かどうかということ、ここを基準に対象を定めるといった方法も併せて提案をさせていただきたいと思います。

また、こういう規制をかける際に、サ高住、あるいは特定施設などの介護保険施設等の関係の整理ということでございますが、規制をかけるというにしても、住宅型という類型そのものは維持されますので、職員配置につきましてはサ高住に近い形をイメージしております。具体的には、例えば夜間でも緊急対応ができるような体制を求めるといった方向でございます。

一方で、運営面の基準につきましては、もう少し踏み込んだ規制が可能ではないかと思っています。具体的には、職員研修や、適切なケアの提供、入居者の安全をしっかりと守るための規制でございます。

また、事業運営の透明性を高めるといった観点からも、こちらにつきましては介護保険施設に近いレベルの規制を設けることが望ましいのではないかと考えてございます。

私からは以上でございます。

○駒村座長 次に、久留さん。

○久留参考人 川田構成員の代理で出席させていただいております、民間介護事業推進委員会、久留でございます。

各委員のご発言の中に、いわゆる利用者による選択（自己決定）を支援する情報の提供ということが指摘されているわけですが、利用者選択と言うと、サービス利用の際に、事業者を選ぶというときに注目されがちですが、介護サービス情報公表制度の場合もそうですが、大事なことは常時情報が公開されているということです。このことは、いわゆるその後のサービス利用が開始された後もそのサービスが提供されているか否かについて確認をするために、常時公表されているということの情報の責任を事業者側が負っているということにおいて、非常に重要になってまいります。

したがって、夜間帯に看護師がいるということが公表されていれば、いなくてはいけないわけです。そしてそれを確認するのは、利用者自身が確認できるわけですので、情報の正確性ということだけではなくて、常に公表されているということのモニタリングに資するような制度運営ということも重要なことだと思っています。

以上でございます。

○駒村座長 次に、植村さん、お願いします。

○植村構成員 全国介護付きホーム協会の植村でございます。

私からは、今まで色々と議論させていただいた中の繰り返しにはなりますが、エンドユーザーと接点を持っている事業者団体としては、エンドユーザーが最初にどのようにホームを選ぶのかというところが一番大事であると思っています。

繰り返しになりますが、最初は介護サービスがついているか、ついていないかというところ、施設か住まいかという考え方のところは、エンドユーザーはあまり意識していませんが、外付けサービスか包括サービスかというところに意識を持っていたほうがよいのではないかと考えています。住宅型とサ高住は外付けサービスであるということをしっかりと伝え切れていない。以前もお話ししましたが、入居契約の時点では多分遅くて、本当に広告とかホームページとか最初の段階で、住宅型とサ高住には介護はついていないと、外付けサービスになっているということをしっかりと伝える、これが大事であると思っています。

施設か住まいかというところは、全く入居者には響いていないと思います。外付けサービスか包括サービスかというところが大事であると思っています。従いまして、そこをしっかりと最初の段階で伝えると。外付けサービスであるということを理解して入っていただくということが大事であると思っています。

外付けサービスなので、サービスの内容やレベルによって、要は自分達が負担する価格も変わるのだということを最初に認識しておかないと、後でトラブルになる可能性があるということだと思います。従いまして、施設、住まいというこの両極ではなく、外付けサービスか包括サービスかというところが大事であると思っています。それで、どのような暮らしができるかということは当然説明をしていくわけですが、外付けは、介護サービスがついていないものなのだと。なので、逆に自由で選べますというプラスもあると思いますので、自由な介護を選べるのだということをしっかりと説明していけば、御利用者も納得した上で、自分の親がどのようなサービスを受けることが望ましいかと。また、過剰サービスというものがある場合によってはあるのだなと。ここを意識させるということが大事だと思います。

繰り返しになりますが、広告とかホームページの段階からそれを明記する。景品表示法とか色々な法律があるのかもしれませんが、その辺を意識させることが大事であると思っています。

以上です。

○駒村座長　ありがとうございます。

次に、井上さん。

○井上構成員　おまとめありがとうございます。私からも何点か意見を述べさせていただきます。

標準指導指針は1973年に策定され、その後、何度かの改正をへて今日に至っています。策定当時は、家族がいて、厚生年金層向けで、介護保険も創設されていない、そういうなかで標準指導指針が出来上がっていると理解をしています。

一方で、生活保護受給者も含めて低所得高齢者が多数入居されている実態があり、標準指導指針の位置づけをどう考えていくか、具体的には指針の一部に法的根拠を与えていくのか、そこに議論の大きなポイントがあると考えます。

その上で、1 ページ目の高齢者住まいの役割ですが、低所得高齢者を受け入れてきた経緯には、ここにあるように養護や軽費、あるいは特養、生活困窮の様々な施設、それと昨今であれば住宅セーフティネット制度の居住サポート住宅などが選択肢としてはありますので、そういったものを含めて考えていく必要があるのではないかというのが1 点目です。

繰り返しになりますが、職員配置や設備基準などを具体的に考える際には、標準指導指針はお願いベースのものです。多くの有料老人ホームがこれに沿うように努めている実態がありますので、ここが一つの基準になるかと考えます。

そのうえで2 点目ですが、介護度が重くなっていくなかで、先ほど植村構成員がおっしゃったように外付けの住宅型は、日中も夜間もポイントで訪問介護等のサービスが入るわけですが、事前に予定された時間以外に支援が必要になったとき、あるいは火災や地震などの災害が起こったときにどう対応するかを考える必要があるかと思います。日中であれば、利用者の方は起きておられるわけですから、随時の支援に対応できる職員の配置が必要だと思いますし、夜間であれば、就寝中ということで宿直という形態もあるのかもしれませんが。

以上、私からの意見になります。

○駒村座長　ありがとうございます。

会場のほうは一当たりしたと思いますので、続けてオンラインの方から御発言いただきたいと思います。シグナルというか、ツールを使って御発言予定の方は手を挙げていただければと思います。いかがでしょうか。田母神さん、次に濱田さんの順番でいこうと思います。木本さん、お待ちください。その順番の次です。

では、田母神さん、お願いいたします。

○田母神構成員　ありがとうございます。

各委員の先生方がおっしゃられましたように、情報公表というところは私も同じ意見でございます。入居に当たりまして、そのホームのサービスの具体的な内容であったり、体制でありましたり、費用でありましたり、それが何に対する費用なのかということなども含めて、常時そういったものがホームページなどで確認できるということが非常に重要で

あると考えております。

それから、契約までのプロセスにおいて、提供される介護サービスでありますとか各内容について、ホームから直接十分な説明が受けられるというところは非常に重要だと思っております。そうしたところを制度としても推進していく必要があるのではないかと考えております。

続きまして、有料老人ホームにおいて、介護や健康管理などを提供する場合につきまして、ホームの職員と、外付けのサービスの双方から提供される場合が多いと思います。そうした場合に、ホームと外付けのサービス事業者それぞれの役割、責任に関する基本的な考え方について、国において何らかの整理がされる必要があるのではないかと考えております。最終的には個別の判断ということになるかと思いますが、基本的な考え方というのは、何らかの形で示される必要があるのではないかと考えております。

これまで示された資料におきましては、ホームと外付けの事業所で、同一法人の職員が兼務している場合もあるということで、明確にこれらが区別されていない現状がある場合に、利用者にとっても、職員にとっても、今どちらの立場で何を提供しているのかというところが非常に不明瞭な形になるのではないかと考えております。サービス提供の根拠であったり、責任範囲というのが不明確な状態にならないように、ひいては利用者の方の不利益となることがないように、この辺りの整理が必要なのではないかと考えております。

それから、ホームの体制についてでございますが、これまでにお示しいただいている状況として、入居者の方の57%が85歳以上、要介護度3以上の方が全体の55.9%であり、経年的にも高齢化・重度化が進んでいるということ。そして、本日の資料2の1ページにおきまして、ホームのイメージといたしまして、中重度、難病等の方を中心に受け入れるホームが30%近くあるということと、要介護者・要支援者等を幅広く受け入れているホームも34%となっておりますので、かなり幅広い対象の方を受け入れているという中で、類型として考えた場合に、異なる類型というのがホームの中で幾つかある状況と理解しております。

利用者の状態に応じた適切な体制整備の視点では、少なくとも中重度の要介護者の方が一定以上いらっしゃる、あるいは医療ニーズを有する方が多い場合には、当然、常時介護を必要といたしますので、それから、状態変化の可能性が高い状況でございます。場合によっては、医療機関との対応ですとか、看取りということも想定した対応が生じるということでもありますので、そうした中で、尊厳を保持した適切な介護や看護を提供していく必要があるわけでございますので、ホームの専従または兼務の職員が責任を持ってケアを提供する体制整備が必要なのではないかと考えておりますので、介護や看護の最低限の人員配置というのは明示すべきと考えております。

体を動かしたり、食事、排せつに対する介助というのは、中重度の状況になった場合、随時発生いたしますし、一定のマンパワーを要するものでございます。人員の不足や職員の負担の増大ということが、利用者への不適切なケアの誘因になり得ます。

そのほかに、指導指針で規定されております虐待防止、事故防止に対しても、法令上の根拠をもって規定すべきであると考えますし、職員研修におきましても、認知症ケアや高齢者虐待の防止、身体拘束の最小化でありますとか、何らかの介護関係の資格などを有している場合を除いては、特定施設の場合と同様に、介護予防でありますとか要介護の状況に応じた適切な介護技術ということも研修として必要なのではないかと考えております。

以上でございます。

○駒村座長　ありがとうございます。

では、次に濱田さん、お願いします

○濱田構成員　日本介護支援専門員協会の濱田でございます。

まず1ページの有料老人ホームにおけるサービスの質の確保、高齢者住まいの役割について意見を申し上げます。

有料老人ホームについては低所得の方も非常に多く入られているということで、既存の施設類型で、今後ということになるかも分かりませんし市町村様の御方針にもよりますが、現行あります養護老人ホームやケアハウス等についても、計画に基づき整備や、場合によっては主として低所得者の方を受け入れる有料老人ホームについても認可・指定等が行えることを検討するなどを行っていただくということも将来的には考えてはどうかということでございます。

また、現在、そういう対象の方を受入可能な場合は、受入可能である旨なども表示し、家賃等も恐らくは引き下げる等御配慮いただいている場合もあるかと思いますので、ということも公表いただくことを検討してはどうかということでございます。それによりまして、介護保険部局、生活保護等を担当する福祉部局が連携して、指導監督、また支援を行うことで、安定した運営の確認やサービスの質の確保を図ることも考えてはどうかということでございます。

続きまして、有料老人ホームにおける介護・医療サービスの確保についてでございます。届出等事項に、先ほど来も御意見があったかも分かりませんが、主として介護・医療サービス等が提供できる事業者、設備、また人員体制等を含めまして、そうした内容について届出時点以降も保持されているのかどうか、自治体の指導等の際に定期的に確認を行うようにしてはどうかということでございます。

また、モニタリングについてということですが、日常的には地域で開催される医療・介護等の連携に関する会議等への参加を促したり、また、地域密着サービスで行われております運営推進会議の仕組みなども参考にして、地域全体で見える化を図って、関係者でモニタリングを併せて行うことなども案として検討してはどうかということでございます。

続きまして、2ページの有料老人ホームにおける安全性の確保についてでございますが、資料で御指摘にある責任の所在の明確化について、こちらのほうも同一経営主体のサービス事業者からサービス提供が行われているという形態であるということを考えれば、やはり一定人数以上の中重度の要介護者を中心に受け入れられる場合につきましては、できれ

ば人員や設備、運営体制について一定の体制が求められる現行の特定施設等への移行も図っていただくということも検討してはどうかということでございます。ただ、経過的には、現行の外部の介護・医療サービスを継続させつつということであれば、外部サービス利用型ということでの開所を検討してはどうかということでございます。

続きまして、3ページの利用者による有料老人ホームやサービスの適切な選択についてでございますが、介護サービス情報公表システムの充実が求められるところということで、先ほど来からも御意見がございましたが、残念ながらまだ十分な登録がされていないということがございますので、各有料老人ホームにおいて、その経営主体によって情報登録をしっかりと行えるようにしていただくことが必要ではないかということでございます。

一方で、こうした情報登録が記載されているホームがまだ少ないということを考えましたら、そうした情報登録が必ず行われるための何らかの措置を検討する必要があるのではないかとございます。

なお、これは利用者様と共に、サービスを選択する場合ということでございますが、できましたらその際には入居時の重要事項説明書の添付や、その記載内容に当たる情報が登録され、研修等を受けられた紹介事業者様はじめ地域の関係機関がその情報を活用することにより、説明や相談に応じる体制を整備することが望ましいのではないかと考えております。

続きまして、4ページの入居者紹介事業の透明性や質の確保についてでございますが、これも御意見がございましたけれども、現在行っていております届出事業者紹介登録制度を発展していただきまして、紹介事業を行う場合は、基本的には当該制度を活用するようにしていただければどうかということでございます。

また、手数料につきましても、これも御意見がございましたけれども、標準的な金額を示していただきまして、その上で別途サービスについては個別に、いわゆる追加という形でサービスを行っていただいた場合には示していただくということが望ましいと考えます。また、これらの内容について、介護サービス情報公表に倣って地域ごとに公表して、相談を受ける市区町村窓口や地域包括支援センター、居宅介護支援事業所等でも活用できるようにしてはどうかということでございます。

また、契約関係はないものの、紹介ではなく現実に入居者の入居に伴って成約料が生じるということから、例えばであります、いわゆる不動産の賃貸借契約に倣って、関係機関や業界団体等で、サービス提供体制も含めた有料老人ホーム入居のための標準的な賃貸借の重要事項説明書の作成などを御検討いただくなどして、入居に当たっては紹介事業者へその他の関係機関の媒介、いわゆる仲介の下、サービス内容も居宅介護支援事業所とこれら介護保険サービスを選択できるということや、このサービスについては自立支援が求められるということも含めて、利用者様へ説明できるようにするということも検討してはどうかということでございます。

以上でございます。

○駒村座長 では、次に木本さん、お願いします。

○木本構成員 大阪府介護支援課長の木本です。

私からは、3 ページ、望ましい情報提供のあり方の部分で、構成員の皆様方からも御意見がございましたけれども、介護サービス情報共有システムの関係につきまして、自治体の立場から御意見申し上げたいと思います。

そもそも現在、システムに有料老人ホームの情報を掲載するに当たりましては、重要事項説明書の項目をベースとしている国の登録様式によることとされております。一方で、大阪府では、重要事項説明書の様式を国の様式から独自項目を追加する形にしておりますので、システムにそのまま登録できない状況になってございます。その結果として、今、大阪府では掲載している事業所がない状況となっております。

これはあくまで大阪府の実情ではございます。ほかの自治体様がアップされていない理由がどういう状況かは存じ上げませんが、もし同じような事情でアップできていないということでしたら、システムに読み込ませる様式の幅を拡大するような対応などによって、利用が一定促進されるのではないかと思います。

もう一点、介護サービス情報公表システムにつきましては、自治体の側で有料老人ホームの情報の入力を行うという仕組みになっておるのですけれども、サービス付き高齢者住宅のほうにも情報提供システムがございまして、そちらについては、事業者様が入力した情報を行政で確認しまして、公表するという仕組みになっておりまして、行政の事務負担がより少ないという形になってございます。

有料老人ホームにつきましては、大阪府では年に1回、府の所管の施設から重要事項説明書の提出を求めています。また、変更が生じた際には、その都度、重要事項説明書の提出をお願いしておりますので、もしエラーなどへの対応を含めた取り込み作業を勘案しますと、かなり作業量が膨大になってしまいますので、こういった点でも現在は自治体の負担が大きいのかなと考えております。

そのため、事業者様の負担感の考慮ももちろん必要だとは思っておりますけれども、介護サービス情報公表システムのほうでもサ高住の情報提供システムと同様の仕組みが導入されれば、利用促進に一定つながるのではないかなと思います。

以上です。

○駒村座長 どうもありがとうございます。

次に、保木口さん、お願いします。

○保木口構成員 よろしくお願ひいたします。

私のほうからも、3 ページ、4 ページで3 点ほど述べさせていただきたいと思っております。

情報の提供に関しましては、先ほど宮本構成員や難波オブザーバーからもございましたように、若干被る部分もございますが、内容の充実と周知が大切だと感じます。

具体的には、有料老人ホームについても知っておきたい内容としまして、例えば特定施

設か、住宅型か、要介護となっても住み続けられるか、介護・医療・看護のスタッフが常駐しているか、みとり指針を策定しているか、提供されるサービスの内容、あと特に管理費・基本サービス費用に含まれるサービスと別途有料のサービス等、こういったものを条件検索できるようにした上で、抽出条件により並び替えられる機能を盛り込むなど、入居後のミスマッチを少しでも減らせるような工夫をお願いしたいと思っております。また、できればですが、数値等をグラフ化するなど、より見やすくしていただける工夫も考えられるかなと思うところです。

周知に関しましては、先ほども御意見が出ていますように、せっかくのシステムを御存じない方も少なくないと思われますので、一般の方はもちろんですが、入院時に退院支援などをされる医療ソーシャルワーカーのような専門職の方々にも、「まずはこのシステムを見ればいいよ」と思ってもらえるようなシステムになっていくといいなと感じるところでございます。

同じページの2つ目のポツ、重要事項の事前説明や書面交付についてという部分なのですが、消費者からの苦情で特に多いのが、原状回復すべき事項ですとか、その費用に関してといった退去時の精算についてでございます。また、解約時の返金（返金額の計算式や返金に要する日数など）といったことに関する事項が多いですので、こういった点は書面にした上で丁寧に説明して、契約書で明文化されるということが望ましいのではないでしょうか。

その他、提供されるサービスの内容や費用負担の範囲、契約の終了条件ですとか、利用者からの解除などにつきましても、トラブルの未然防止といった観点から丁寧な説明が求められるのではないかと感じております。

こういった複雑な契約については、単に契約書を説明・交付するだけでなく、重要な事項をまとめた書面を契約前に説明・交付することで、消費者トラブルを未然に防ぐよう義務づけられている分野もございますところでありますので、参考にいただければと思うところです。

もう一点、4ページ目の紹介事業者との関係、あるいは利用について、でございます。私、事業者の規制という点では、前回、宅建業のような登録制というところまではどうなのかという発言をしたところではございますが、やはり、一般論とはなりますが、利用するうえで何らかの中立性を担保していただけるとありがたいと感じております。先ほど来の発言にもございましたが、事業者さんが施設とどういった関係性において何をしてくれるのかということが明確になるだけでも随分違うのではと感じております。

最後に、こういった紹介事業者さんの情報が、もちろん一般の方に対してもですけれども、包括さんとかケアマネさんなど、こういった専門職の方にもきちんと届くことを願っております。業界の自主的な取組を進めていただくとともに、さらに行政との連携も必要なのではないかなとお話を聞きながら感じた次第です。

以上でございます。

○駒村座長 ありがとうございます。

次に、矢田先生、お願いします。

○矢田構成員 日本大学法学部、矢田と申します。

前半部分の4ページ目の入居者紹介事業の透明性と質の確保について、1点だけ意見を述べさせてもらえればと思います。

仮に今回、老人ホームの入居者紹介事業者の認定制度というものが新たに設けられることになるのであれば、現行の高齢者向け住まいの紹介事業者届出公表制度の届出項目を紹介事業者に遵守してもらうことはもちろんといたしまして、加えて、先ほどありましたように、紹介事業者と入居希望者との関係性についても何らかの項目を追加してもらえればと考えております。

すなわち、入居希望者は一般に紹介事業者に対して、自分に合った老人ホーム等の紹介、情報提供を依頼して、紹介事業者は、その依頼に応じて行動するということになります。とすれば、両者の間には、意識しているかどうかは別といたしまして、法的には何らかの契約関係、無償の準委任契約といったようなものが成立しているのではないかとやはり考えられます。もちろん実態調査が必要になってくるとは思うのですが、仮に無償の準委任契約が成立していると解されるのであれば、紹介事業者と入居希望者たる消費者との間では、民法や消費者契約法が適用されるということになると思いますし、また、紹介事業者は、準委任契約に基づいて、いわゆる善管注意義務というものを入居希望者に対して負うのではないかと考えられます。となれば、その義務の内容といたしましては、正しい情報を提供すること、入居希望者の希望に沿った適切な運営事業者を紹介することや、中立義務といったようなものも生じてくるのではないかと考えます。

老人ホーム等の紹介事業が浸透し、重要な役割を果たしているという実態がある以上は、認定制度を設けるに当たっては、何らかの約束事、契約にまつわる書面など、そういったようなものも要求してもよいのではないかと考えております。

以上です。

○駒村座長 今、手が挙がっていますので、江澤さん、お願いします。

○江澤構成員 別件の公務がありまして、参加が遅くなりました。

まず私のほうからは、1ページ目からの論点につきまして、不動産部門と医療や介護等の外部サービス提供事業者の経営管理は明確に区分していくべきではないかと思っております。家賃設定に当たりまして、適正な利回りを勘案して決めるべきだと思っております。その際に、生活保護等の低所得者の方が入居にお困りであれば、しっかり自治体の責務として行政支援を考えていくべきではないかと思っております。

次に、人口減少、特に労働者人口も減少する中で、集住化して集約的にケアを提供するニーズは高まってまいりますので、介護サービスの提供を前提としたホームについて否定すべきものではないと考えております。

一方で、サービスの質の担保は重要でありますので、サ高住のごとく一定の要件を満た

したものを登録する仕組みの導入も必要ではないかと思ひますし、現にサ高住の96%は食事を提供するなどして、有料老人ホームにも該当しているところがございます。

また、介護保険施設は、定期的に市町村からの運営指導が入る仕組みがあり、不適切な事例については監査に移行することとなっています。まずは、登録によって、こういった有料老人ホームであるかを見える化していくことも方策ではないかと思ひています。

医療や介護の外部サービスに関しましては、それぞれを所管する医療保険や介護保険の仕組みの中で対応する必要があるとも考えます。ちなみに、訪問看護ステーションの利用者1人当たりの請求金額が超高額なステーションには、教育的指導を行うということが医療分野では決まっています。

続きまして、医療や介護の事業者においては、看取りの指針の整備、委員会の設置、研修会の開催、身体拘束廃止の取組、虐待防止の取組等が義務化をされているところがございます。これらはホームにおいても極めて参考にすべきものとなりますので、有料老人ホームにおいても取り組めるもの、例えば看取りの指針の整備、研修会の参加や拘束・虐待の防止は積極的に取り入れていくべきものとも考えています。

また、本人や家族の相談窓口として担当者を明確化することや、必要に応じて医療や介護のアセスメントのカンファレンスにも参加していくことも方策ではないかと思ひます。いずれにしても、医療や介護を提供する場合には、ホームが責任を持って提供できるということが前提であろうかと思ひます。

続きまして、医療機関との連携ですけれども、既に診療報酬において入退院支援加算というものが定められており、地域の医療や介護の事業所と一定数以上、1年に3回以上の連携などを平素から行うことが算定要件にも入っています。ぜひこういった中で医療機関と高齢者住宅の連携というものがほぼ設置されておりますから、病院の医療機関の地域連携室と高齢者住宅の連携というのはこれから深めていくべきものであらうと思ひております。

そういった中で、以前も強調させていただきましたが、遠方であれば致し方ありませんけれども、そうでない場合においては、これまでのかかりつけ医、主治医、あるいはケアマネジャーというものを、本人の意思を尊重して、御自身が選択するというところで、以前少し話題になりました主治医やケアマネジャーを変更することを入居要件としているものは、ぜひ改善していくべきものだと思います。

最後に、紹介事業者につきまして、当事者である御本人が、こういった紹介事業者で、こういった支援をしてくれるのかというのは当然知っておくべきであらうかと思ひます。関連するものとして、医療や介護においては、医師や看護師や介護職などを紹介する職業紹介事業者というものが、いろいろ是非はあるところではあるのですが、そういった業種がかなり事業を行っているわけですが、これについてはここ数年の間にかなりいろいろ法改正や仕組みを変えて透明性を持たせるといった形で、職業紹介事業者のほうもい

ろいろ見える化をしてきたところでありますので、そういった仕組みは特に参考になると考えておりますので、ぜひそういった透明化を図っていただきたいと思います。

以上でございます。

○駒村座長 ありがとうございます。

会場、オンライン、一当たりしたと思います。

座長があまり発言するのもあれかと思いますが、私からも、資料2の13ページの適正化推進事業、大変期待しております。先ほど委員の中からも議論がありましたけれども、利用へのプロセスの実態、本人及び家族はどう利用につながっていくのかというのはきちんと実施をしていただくのと、それから、家族が代わりに選ぶことも多いと思うのですけれども、ここにいらっしゃる皆さんの想定と、もしかしたら一般の方の介護保険、介護サービスに対するリテラシーにかなりの乖離がある可能性がありますので、その辺も踏まえて、この辺の情報をつなげる際の制度の構築というのは考えていただきたいなと思います。

前半の議論において、事務局から何かございますでしょうか。よろしいですか。

では、続けて後半の議論に入っていきたいと思います。資料1の5ページ～6ページ、論点2、3について御意見のある方は御発言をお願いいたします。まず会場のほうから、次にオンラインのほうからと思っております。では、いかがでしょうか。

今度はこちらから回っていきたいと思います。井上さんからお願いいたします。

○井上構成員 ありがとうございます。

指導監督のあり方についてコメントさせていただきます。

指導監督の一環として行政処分を行う必要がある場合のことを考えますと、入り口をどう設定するか、出口をどう設定するかの二点で考える必要があります。出口は、今回の老健事業のように、不利益処分に対して行政訴訟が起きた時のことも念頭に、処分基準を作成しておくことになります。

介護保険事業であれば介護保険法に基づいて、明確な処分基準を作成することができませんが、特定でない有料老人ホームの場合、老人福祉法の第29条に基づいて処分基準を作成することになります。第29条はかなりばくっとした内容になっておりまして、なかなか明確な処分基準が作成しにくい現状がございます。

そうすると、入り口の部分、つまり、老人福祉法の第29条では足りない部分をどう考えていくのか。そのときに、標準指導指針という既存のお願いベースのものにどう法的根拠を与えていくのかではないかと考えました。

また、そのときには、従うべき基準と参酌基準をどう考えるかもあるかと思います。例えば、設備基準に相当するものとして、標準指導指針では13平米があります。これに対して、これを従うべき基準にするのか、参酌基準にするのか、例えば改修型をどう扱うのか、既存の有料老人ホームをどう扱うのかを考える必要があります。人員配置基準に相当するものとしては、一部の自治体では、既に標準指導指針で、夜間配置を求めているところも

ございます。そうすると、そこについては上乘せでの参酌基準とする方法もあるかと思えます。そのように幅広く検討することが必要ではないかと思えます。

より具体的なことは自治体の方々の御意見を伺いたいと思っています。よろしく願います。

○駒村座長 ありがとうございます。

次に、植村さん、お願いします。

○植村構成員

5 ページ、6 ページの議論になるかと思いますが、外付けサービスで過剰介護があるといったお話がございします。これはケアマネジャーが悪いわけでは全然なくて、恐らくケアマネジャーは一生懸命その方に合ったケアプランを立てようとしている、そういう方がほとんどだと思っております。

ただ、以前もお話ししましたが、経営者が経営が厳しくなったときにどうするかといったときに、外付けサービスの場合は、過剰なケアプランで過剰な報酬をとという力学が働いてしまうというところが課題であると思っておりますので、ここの部分をどうすべきかということが一つ課題であると思っております。

ここの部分では、お客様、エンドユーザーがある程度チェックするということが必要であると思っております。先ほどの座長のリテラシーの話ではないですけれども、どうしてもお客様は運営事業者にお任せしますとなってしまいます。それは介護に関して、まさか過剰介護があるとは思わない、よい介護をしてもらっていると思っている中で、過剰介護が生まれてしまうので、お客様が外付けは介護がついていないからしっかり自分で見なくてはと、自分で選んだ介護サービスなのだという意識を持っていただくことが大事ではないかと思っております。

これから益々、物価は高くなる、人手不足になるという中で、なかなか難しいとは思いますが、このケアの内容に関してチェックをエンドユーザーができるような流れが必要であると思っております。

それと、外付けサービスにおいて規制を入れるとしたら、今、井上先生からお話もありましたが、人員配置基準が、最低限のところ、あまりにも今、人員に対する規制、基準がないものですから、そちらへ流れる事業者が正直多くて、重度の方がいようが、認知症ケアがあろうが、それに必要な人を手当てしないと。訪問介護で対応するという立てつけなので、その部分が少し厳しいと思っています。今お話があった夜間の対応もありますし、もしかしたら重度の方が入るときには人を必要とさせる基準をつくる、そのところが大事かもしれないと思いました。

以上です。

○駒村座長 ありがとうございます。

久留さん、お願いします。

○久留参考人 ありがとうございます。

5 ページ、6 ページにつきまして発言させていただきます。

その前提といたしまして、改めて確認しておきたいと考えますのは、そもそも厚生行政における有料老人ホームの健全育成方策の経緯についてです。有料老人ホームは民民の契約に基づく純粋な民間サービスの提供でありますことから、社会福祉法における社会福祉事業には位置づけておりません。ただし、この検討会で明らかになったように、低所得者層も相当数入居されていると。

また、老人福祉法上の有料老人ホームに関する規定や、介護保険法上の特定入居者生活介護に関する規定等は、これまでの配付資料において既に御解説いただいたとおりですが、先ほど井上構成員からも御指摘がありましたように、それぞれの法規制が導入された時期からして、現在の状況がもう大きく変化してきているということや、事業者が非常に多様化してきているということにおいて、社会福祉法、老人福祉法、介護保険法において、参考資料の冒頭にありました類型の資料にありますように、非常に法規制が多岐にわたって複雑になってきているということがありますので、今回そこについても一定整理が必要かなという気はいたしております。

ただ、改めて踏まえておかなければいけないのは、これまで老人ホームをはじめとする民間シルバーサービスの健全育成の方策としては、1987年、昭和62年に国の福祉関係3審議会合同企画分科会意見具申において、民間事業者の創造性・効率性を損なうことのないよう十分配慮しつつ、国・地方を通ずる行政による適切な指導と相まって、サービス供給者である民間事業者自身がその倫理を確立し、高齢者の信頼に応えるとともに、高齢者の心身の特性に十分配慮するという認識の下で、サービスの質の向上を図るための自主的な措置を取ることが求められるということにされておきまして、これまで行政指導と相まって、民間の自主規制を車の両輪として行っていくという方針の下で行われてきたという経緯がございます。

それを踏まえまして、まず参入時の規制についてですけれども、これまで議論の整理の中でも届出制や標準指導指針による現行制度の課題として取りまとめられており、意見としては登録制の検討も必要ではないかといった御意見もあったかと思います。有料老人ホームにおいて提供される介護サービスも、社会インフラとして重要なサービスでありますことから、先ほど申し上げましたとおり、行政による適切な指導と民間の自主規制の両輪で健全育成を図っていくという方針に照らしますと、経済的規制としての参入規制はできる限り緩めていただきたいというのが民間事業者としての本音ではございますけれども、その一方で、社会的規制としての一定の規制の強化はあってしかるべきと考えます。

しかしながら、その場合にあっては、民間事業者の創造性・効率性を損なうことのないよう十分配慮していただきますとともに、介護サービスが外付けでありながらも、要介護者の居住の場となっている住宅型有料老人ホームに求められる要件としては、規制や契約のあり方、人員・設備・運営に関する基準及び介護報酬上の加算等の取扱い等について、特養等の介護保険施設、また介護保険の特定施設、サ高住などの基準に対して、著しく不

利な条件とならないよう十分に配慮していただきたいと思います。

次に、外部サービス利用型特定施設の活用促進についてですが、第4回の資料2でも御説明いただきましたように、一般型と比較しまして外部サービス利用型においては取得できる加算が限られております。また、外部サービス利用型特定施設から委託を受け、これを外部から支える訪問介護サービスにおいて、夜間・早朝・深夜の加算を算定できないなど、経営上、訪問介護員の人件費を賄う十分な報酬となっていないと言わざるを得ません。

外部サービス利用型であっても、要介護者の居住の場であるという特定施設において、24時間対応できる介護サービスの提供体制を構築していくことや、重度化に対応していくに当たりましては、こうした報酬上の環境を整えていただくことについても十分に配慮していただきたいと思います。

以上でございます。

○駒村座長 ありがとうございます。

次はいかがでしょうか。倉田さん、お願いします。

○倉田構成員

私からは、5ページの2つ目のポツの分かりやすく外付けとそうでない施設を分けて説明する方法について意見を述べさせていただきたいと思います。

先ほど、座長からはリテラシーの差、それから、植村構成員からは、エンドユーザーにとっては、外付けかそうでないかというのが非常に生活の場としては重要なのだというようなお話もあったところでございます。このような点から考えますと、やはり選択をする際に適正な情報提供がなされる必要性というのは非常に高いかと思えます。

今、久留参考人からは、民間の自主性の尊重ということもお話にございましたが、選択の際に十分な情報提供、分かりやすい情報提供をするということは、必ずしも民間事業者の創意工夫を損ねるということには直接的にはつながらないのかなとも思うところです。

具体的には、社会福祉事業ではないのですが、社会福祉法の第79条にありますように、誇大広告の禁止といった規定を参照しつつ、外付けなのかそうでないのかということが一見して分かるような表示というのを全国統一的に何か付与する、考えるということで、利用者の選択を容易にするということを提案させていただきたいと思います。

以上でございます。

○駒村座長 ありがとうございます。

次はいかがですか。渡邊さん、お願いします。

○渡邊参考人 ありがとうございます。

個別の論点について特に異論はないんですが、先ほどから出ているご意見のとおり、この場での議論は、どうしても「囲い込み」や「公費の不適切な使い方」といった部分がクローズアップされがちです。そうすると、また新たな規制がかけられる可能性が出てくると思います。

ただ、先ほど久留参考人もおっしゃっていたように、今の段階でも参入のハードルや運営面での規制はかなりありますし、その中で真面目に、しっかりと取り組んでいる事業者もたくさんいるというのが現実です。なので、そういった事業者まで一律に厳しく規制してしまうようなことは、できれば避けていただきたいというのが、私たちの考えです。

それに加えて、今後この議論をもとに新しい規制が検討されていく中では、業界団体に所属していない事業者、特に住宅型有料老人ホームなんかは、ほとんど団体に入っていないケースも多いので、そういった方たちの声もきちんと拾っていただけるように、ぜひ幅広くパブリックコメントを募集していただければと思います。

以上です。

○駒村座長　ありがとうございます。

続けて右のラインに行きたいと思います。いかがでしょうか。

北條さん、お願いします。

○北條構成員　横浜市役所の北條です。

私のほうからは、資料５ページ、参入後の規制のあり方について、意見をお伝えさせていただきます。

有料老人ホームの場合、事業廃止や休止した場合に、サービスが継続的に提供されるよう、連絡調整、便宜の提供の義務づけが行政のみに課されているといった点が指摘されております。前回の検討会でもお伝えさせていただきましたが、昨年度、横浜市内で入居者を残したまま突然施設が閉鎖されたといった事例がございました。このときは急遽、横浜市と関係機関が連携をして、現地において入居者の安全確保と転居支援といったことを行っております。

介護保険施設においては、資料でも触れられておりますが、必要なサービスが継続的に提供されるように、事業者連絡調整や便宜の提供の義務づけがなされているところでございます。有料老人ホームにおいても、事業廃止などの場合に、入居者の転居支援や、関係機関、それから御家族との調整など、こういったことについて行政とも連携しながら、事業者において責任を持って対応していただくことも必要ではないかと考えております。

また、やむを得ず事業を廃止する場合において、廃止まで十分な期間を確保した上で、入居者に対して事前説明を行う必要があると考えております。その点についても検討が必要ではないかと考えております。

以上となります。

○駒村座長　ありがとうございます。

宮本さん、お願いします。

○宮本構成員

私のほうからは、６ページの２行目、地域と交流して、地域の中でより積極的な役割を果たしていく。私はこの点が非常に重要だと思っているのですが、建築の補助金とか介護サ

ービス等の税金を使っている住宅・施設ですから、その住宅・施設や地域がちゃんとそこを理解して、透明性を高めていくというのはすごく大事だと思います。また、2通りあると思うのですが、地域の方が住宅にいろいろ来て交流するという方法と、外付けのサービスがどれだけ地域に貢献できるかがあると思っています。もしそういうことがちゃんと行われれば、先ほど紹介業者の話とかが出ていましたが、地域の方々がその施設をちゃんと認知して知っていれば、直接そこに行くということで、紹介業とかも問題もかなり軽減されるのではないかと思います。

一例とすれば、自立型に多いのですが、地域の避難所になっていて、防災設備を提供しているとか、図書館とかカフェを併設しているとか、保育園を併設してその入園児と交流しているとか、子供食堂をやっているとか、それは自立型に多いです、実際外付けの話も、中に向くのではなくて結局外ですから、外にそれだけ向いていただければ、恐らく囲い込みの問題などは、人員の件とかいろいろ難しいこともあると思うのですが、そういうものも解決するのではないかなと思います。

ただ、実際問題としては、人員の問題ですとか、自立型で食堂を開放しようとする、食品衛生法とか建築基準法の絡みがあってできないこともありますから、その辺は少し規制緩和に動いていただければと思います。

実際、サ高住の整備事業に関しても、キーワードは地域交流とコミュニティーということになっておりますので、その点は、地域と交流して、地域の中で積極的な役割を果たすというのは非常に重要な項目だと思いますので発言させていただきます。

以上です。

○駒村座長　ありがとうございます。

高野さん、お願いします。

○高野構成員　東洋大学の高野でございます。

私からは、ケアマネジメントに関連する研究を行っているという立場から、資料1の6ページ目について、囲い込み対策等を中心に、2点ほど意見を申し述べさせていただきます。

まず6ページに箇条書きが4点ありますが、1点目辺りに関しましては、事業者を選択できることを確実に担保する制度というキーワードが入っております。この意味で申し上げますと、私としては、高齢者が高齢者向け住まいなどに入居する際に、入居後も、本人の希望に応じて、それまでに使っていたケアマネジャーあるいは介護サービスを利用できることを担保されていることが重要だと思います。現在でも法令上は担保されていることになっているのですけれども、それを改めて地域のケアマネジャー全体、あるいは地域包括支援センター、途中でも話題に出てきました医療ソーシャルワーカーといった専門職の皆さんが、そうした事業形態になっている、あるいは法的な規定になっているという知識を改めて深めていただくことが必要で、本人の選択をそうした周囲の方々も適切にサポートしてもらう体制づくりが必要ではないかと思っています。

そのためにどのような取組が必要か検討する必要があるまして、例えば運営指導のときに介護サービス事業者、ケアマネジャーにそれを徹底するとか、あるいは、いわゆる法定研修とかで改めてそれに触れるとかということも一案なのかなと思っているところです。

それから、6 ページの真ん中辺り、ケアマネジメントのプロセスの透明化についてですが、これも繰り返し私がこの検討会で申し上げていた点ですので、改めて意見を申し述べますと、高齢者向け住まいと特別の関係にある特定のケアマネジャーを利用することを入居条件にするということは、今日でも不適切なわけですがけれども、改めてそれを徹底することが必要だということが一つ意見でございます。

もう一つは、入居時に当然高齢者向け住まいに近い関係にあるケアマネジャーの人が、非常に利便性が高いということで選択されるケースは当然ありますし、多いケースかと思うのですが、ただ、それであっても、入居に関する契約とケアマネジメントに関する契約、あるいはケアマネジメントのプロセス、これがそれぞれ別立てで確保されていなければ、いわゆる囲い込み、使い切りにつながるという意味で、そこが明示されていなければいけない、契約体系が違ふということが明示されていなければいけない、それを利用者も理解する必要があると思っています。

例えばそれぞれの事業者ごとに、住まいの契約とケアマネジメントの契約、あるいはケアプラン作成のプロセスがこんなふうに分かれている、こういう順序・順番で契約が締結されているんだということを、手順書とかガイドラインとかそういうふうなものでまとめられていて、それを明示しておく。さらには、可能であれば、それを第三者がチェックできる仕組み、契約の締結がきちんと行われているかどうかということが審査できる仕組みというものがいいのではないかと考えているところでございます。

いずれにしても、有料老人ホームの入居者とかその家族が、ケアプランの作成プロセスを理解して、把握して、介護サービスに関する公費と保険料が非効率に費消されているわけではないことを理解できる仕組みにすることが必要です。そのことは当然、利用者自身の利用者負担にもつながってくる話ですので、そうした形で適切にサービスを選択する、あるいは利用する、そういう仕組みの支援が必要になってくると思っております。

あと1点ですが、5 ページ目にあります、既に意見も出ていますが、どうしてもソーシャルワーカーの立場として一つ触れたいことは、参入後の規制で、高齢者向け住まいが事業をやめたという場合に、横浜市さんからも御意見が出ていたかと思っておりますけれども、これは事業者にも高齢者に対する住まい、あるいは介護サービス、医療サービス等の継続的な確保に関する一定の義務づけが必要だろうと思っております。

蛇足になりますが、借地借家法などでも、大家さんが突然出て行けと言うことは当然法的にも認められていないわけで、いかに民民の契約である高齢者向け住まい、介護サービス等であっても、高齢者に対するサポート策がきちんと講じられている、急な事業停止で高齢者が路頭に迷うようなことは絶対あってはならないことですので、一定のそうした規制というか義務づけというものがいいのではないかと考えております。

以上です。

○駒村座長 ありがとうございます。

では、オンラインのほうから御発言いただきたいと思います。オンラインの参加者の皆さん、いかがでしょうか。挙手ボタンで合図いただければと思います。では、最初に濱田さん、次に矢田さん、江澤さん、最後、田母神さんという順番でお願いします。

では、濱田さん、お願いいたします。

○濱田構成員

まず、参入時・参入後規制のあり方ということでございますが、以前も意見として申し上げておりますが、現状も一部の地域で急に事業休止等が生じる事例も聞かれていることなどから、できれば量的には、介護保険事業計画で検討していただきまして、高齢化率も伸びてまいりますので調整しながら、適切な量の整備が図られることとしてはどうかということでございます。

ただ、もしそれが困難であるという場合には、住まいでありますので、急に住めなくなる等の事態はやはり避けなければならないということで、利用者保護の観点から、例えばということでございますが、開設相談や事前協議、届出等の着手の前に、請負契約や集団給食等で用いられている同業他社の方による代行保証が担保されることを求める等の仕組みも検討してはどうかということでございます。

続きまして、出来高報酬型の介護保険サービス等が一体的に提供されている事業系モデルにおける透明性の向上でございますが、高齢者が高齢者向け住まいの入居を検討される場合、先ほども申し上げましたが御本人が希望されれば、入居後も適切にそれまで利用されていた、居宅介護支援事業所や介護サービスが利用できるということを、前述の重要事項等を確実に利用者へ説明が行われるということが重要かと思っております。

また、これらの重要事項をはじめ、紹介事業者様を含め適切に情報が公表され、例えば保険者ごとに有料老人ホームがリストアップ等が図られるということになれば、直接または紹介事業者等を経由するなどして、間接的に適切なホームについて地域のケアマネジャーや地域包括支援センター、医療連携室のMSWの方等が紹介等も行える体制が整備されるのではないかと思っております。

続きまして、ケアマネジメントプロセスの透明化についてということでございますが、これも先ほど来申し上げておりますが、一部で散見されております従来の地域の居宅介護支援事業所やサービス事業所との関係を終了させることに加えて、特定の事業所との契約が実質的な入居条件となっている場合につきましては、やはり利用者の選択が阻害されるということでもありますので、あってはならないことと考えます。

また、サービス確保の観点から必要があるという場合については、事前に公表して、ホーム側において、いわゆる居宅介護支援事業所やサービス事業所の契約に関して、選択性や中立性が担保されることを、管理者や従事者の方だけでなく、いわゆる開設者に当たる経営主体の方々にも伝達をされて、それを運営指導ないしは監査等で行政のほうでチェッ

クできるような仕組みが必要ではないかということでございます。

続きまして、特定施設についてということですが、有料老人ホームで外部サービス利用型特定施設の指定を受けられているのは、まだ5か所ということですが、これにつきましては居宅サービスや地域密着型サービスのよう、どうすれば指定が受けられるのか。当該類型のサービスについては、この辺りも明確でない部分があるのではないかとございます。そういうことで、こういうサービス形態の指定が受けられるという場合であれば、相談またはそうしたことができるようにする体制をまずは指定権者で整えてはどうかということでございます。

また、現行において特定の事業者によるサービス提供が行われ、かつ前述した中重度者の方の利用や特定の事業所によるサービス利用が中心である場合には、事前にお知らせをして、外部サービス利用型特定施設の指定を受けるよう勧奨するか、事実上同一経営主体からのサービス提供であるなど一定要件がそろった場合には保険者等の判断において、みなし指定等を行えることも検討したらどうかということでございます。

ただし、その状況につきましては、先ほど久留参考人からも御意見がありましたように、いわゆる居宅サービス同様の報酬体系として評価を行い、これも第1回で申し述べておりますが、各種の加算その他が算定でき、また、経営可能なシミュレーション等も行いながら、改めてその内容も検討する必要があるのではないかとございます。

以上でございます。

○駒村座長 次に、矢田さん、お願いいたします。

○矢田構成員

5 ページ目の参入時・参入後の規制のあり方について、さらにそれに関連いたしまして、戻ってしまつて恐縮なのですけれども、前半部分の箇所についても意見を述べさせていただけたらと思います。

一般に介護やケアを必要とする人、消費者は、介護やケアサービスを提供してくれる人や施設等に依存していて、その依存度というのは、居住とケア、介護が切り離せない関係にある場合、さらにそれが高まるということになります。したがって、有料老人ホームでは、ホームの入居者は居住とケア、介護サービスという、ある意味生存に直結する2つの重大なサービスをホームの運営事業者等から提供されるので、ほかの商品やサービスよりもその依存度は高いと言え、消費者たる入居者の立場というのは、おのずと弱いものになるかと思われます。

そして、このような有料老人ホームにおけるサービスを、入居者たる消費者は契約を通じて取得するということになります。したがって、有料老人ホームを含む高齢者向け住まいにおける入居やケアに関する契約においては、一般的な消費者契約以上に実は特別な保護が必要と言え、例えばドイツでは、高齢者向け住まいにまつわる契約については特別な消費者契約法があります。

したがって、参入時の規制といたしましては、登録制等の仕組みを仮に導入するのであ

れば、サ高住等の制度も参考にしながら、有料老人ホームにおいても契約規制、契約にまつわる登録基準等を盛り込んでいただければと思っております。

さらに、参入後の規制につきましても、先ほど述べたとおり、老人ホームという住まいの特性を踏まえるならば、仮に、先ほどもありましたけれども、事業者が事業から撤退したり、あるいは事業改善・停止命令等の行政処分を行うといった場合には、その影響が大きいことが想定されますので、例えばドイツ法なども参考にしながら、事業者には別の住まいの紹介を要求したりとか、妥当な範囲で引っ越し費用を補償するなどの義務づけなども求めることもあってもよいのではないかと考えています。

また、契約規制というものを仮に設けるということであるならば、前に戻って前半部分の2ページ目の有料老人ホームの安全性の確保、3ページ目の望ましい情報のあり方にも関わってくるわけですが、消費者たる入居者が入居前にイメージした入居後の生活、実際の生活とに齟齬を生じさせないというためにも、契約締結前の事前の情報といたしまして、最新の情報を適切な時期に、平易な言葉で、分かりやすく正確に書面という形で提供してほしいと思います。

その点では、現在公表されております重要事項説明書は、たとえ正しく重要な情報であっても、実際には一般の消費者はもちろん、ケアマネさんなども読み解くのが困難と指摘されている以上、説明の仕方、表示の方法などについてはさらなる工夫というものが必要と考えています。

また、契約の内容につきましても、とりわけ住宅型有料老人ホームにつきましては、契約関係が特定施設と比べても非常に複雑であって、分かりにくいとされています。特に併設事業者と運営事業者との責任関係、また、入居者が支払う費用とサービスの対応関係、さらにその費用の値上げや解約、また、提供していないサービス、もしくは運営事業者が責任を負わない事項など、入居後にトラブルとなりやすい、こういったような事柄については、やはり契約書等でしっかりと明示してほしいと思っております。

さらにそれと同時に、消費者はもちろん、消費者から相談を受けるようなケアマネさんといったような方々にとっても、契約にまつわる事柄というのは、気軽に相談できるような窓口の設置というものが必要になってくるのではないかとともに思います。それらを含め一連の契約に関連する何らかの規制というものを設けていただければと思います。

以上となります。

○駒村座長 ありがとうございます。

次に、江澤さん、お願いします。

○江澤構成員 ありがとうございます。

事業者の参入において、入居者の方の尊厳、あるいは意思の尊重、あるいは不利益を被らないといった基本的なことについては、しっかりと組み入れていく必要があるかと思っています。特にホームの運営から撤退する場合も含めた対応が必要ではないかと感じています。

また、過剰サービスについては、過剰サービスの定義も難しく、介護保険制度の仕組みの中で行うことについて、なかなか判断が難しいところでもありますけれども、個々に応じた必要なサービス提供が重要であって、かなり中身の濃いサービスを要する方もいらっしゃるので、一律に過剰サービスで不利益を受ける入居者があってはいけないとも思います。

また、一方で、過少サービスというのも、こういった実態なのか。特にリハビリテーション・栄養・口腔管理の一体的な取組が推奨されている中で、在宅サービスにおいては、リハビリテーションとか、あるいは低栄養や口腔に対する対応、歯科受診、あるいはフレイルに対する対応など、まだまだうまく仕組みができていないとも感じていますし、それが実態だろうと思っていますので、そういった専門性の高いアセスメントに基づいたケアプラン、サービス提供にはつなげていかないといけないかなと思っています。

特に地域連携室とかMSWという話もありますけれども、医療機関がもう少し地域の高齢者住宅、いわゆる高齢者の住まいについて情報を共有しておくことは常日頃から大事ではないかなと思います。どこのホームにもパンフレットはありますでしょうし、医療機関の地域連携室に近隣の高齢者住宅のパンフレットを共有しておくとか、配備しておくとか、もし可能であれば契約書についても、少し共有できればしておくことも必要ではないかなと思います。

あと、以前もありましたけれども、特定施設について、この職員不足の中で職員を配置するのが厳しいという状況もありながら、一方で、特定と非特定のいわゆる共同して存在する高齢者住宅では、一般的には費用負担が高くても特定施設のほうが稼働が高くなる傾向もありますし、それはそれで住民のニーズであろうとも思います。したがって、特定施設が運営できる状況であれば、今、総量規制をかけておりますけれども、それについてはニーズに応じて、あるいは地域の実情に応じて、柔軟に対応していくことも必要ではないかと考えております。

以上でございます。

○駒村座長　ありがとうございます。

次に、田母神さん、お願いいたします。

○田母神構成員　ありがとうございます。

これまで検討会におきまして、高齢者虐待の発生状況等についてもデータをお示しいただいているところであると思います。介護施設かどうかという視点ではなく、どのような場であっても、高齢者虐待の防止という点で体制整備等を進めていく必要はあると考えておりますし、介護保険施設・事業所においても、事業所の努力とともに、制度面での対応と両輪で取組が進められているところであると考えております。

高齢者虐待の防止の視点で、組織としての方針でありますとか体制、入居者の方への対応状況の把握でありますとか、職員に対する相談、指導といったところの体制整備などを進めていく必要があるかと考えておりますし、入居者の方の安全の担保という視点では、それだけではなく夜間を含めた体制でありますとか緊急時の体制、衛生管理もそうですし、

災害発生時の対応体制、あるいは苦情への対応体制といったところも含まれるのではないかと考えております。そうしたところに関して、行政が指導調査の際に適切に指導ができるような具体的な基準を、通知ということでは位置づけが弱いのではないかと考えておりますので、重要な点については法令上の根拠をもって位置づける必要があるのではないかと考えております。

もう一点は、管理・運営に極めて重大な問題があったという事例が検討会でも報告されたかと思っております。問題が繰り返されることがないように、行政の措置、あるいは欠格事由も含めまして、今年度の老健事業で検討がなされるということであると思いますが、そうしたところについても検討が必要なのではないかと考えております。

以上でございます。

○駒村座長 次に、木本さん、お願いいたします。

○木本構成員 大阪府の木本です。

論点にはございませんけれども、介護保険事業計画の関係で、自治体の立場で御意見申し上げます。

今期の介護保険事業計画の基本指針の中でも、サービスごとの量の見込みやサービス基盤の整備量の見込みを定めるに当たっては、高齢者住まいの設置状況、要介護者数、利用状況などを勘案することや、これらに関する情報を積極的に把握することが重要ということになっています。

また、特定施設の指定を受けていない高齢者住まいにつきましては、特定への移行を促すことが望ましいということも示されています。

大阪府では、今、府内の市町村における次期計画の策定に向けまして、地域の特徴分析や課題の抽出に資するように、高齢者住まいに関するデータの提供に取り組むことにしています。具体的には、高齢者住まいごとの基本情報、例えば定員数とか実際の入居者数、あるいは特定施設の指定の有無などの情報の一覧であったり、入居者の要介護度別の人数や割合などの集計情報、さらには高齢者住まいのマッピングなどです。

今は、市町村支援として、大阪府の事業として実施しておりますけれども、こういった情報は自治体における特定施設への移行の検討をする際の一助にもなるのではないかなと思っていますので、市町村自身での把握を促していくということも重要なのではないかと思います。

一方で、自治体の負担も考慮しまして、自治体がこういった情報を把握しやすくする仕組みともセットで検討すべきではないかなと思います。

以上です。

○駒村座長 ありがとうございます。

高野さん、短くお願いします。

○高野構成員 高野でございます。1点だけ申し忘れました。

5 ページ、6 ページどちらにも関連することなのですが、囲い込み対策、それか

ら指導監督に関してなのですが、これまで私がこの検討会で申し上げた点を踏まえまして、やはり高齢者向け住まい事業者が介護サービス等と同一事業者である場合は、高齢者向け住まいの事業分野の会計と、それから介護サービス等の分野の会計と、それぞれ分けて公表しつつ、その上で、例えば指導監督を受けるですとか、囲い込み対策の一つの情報として提供が行われるということが自然な姿だと思いますので、そのことを意見として一言だけ申し添えさせていただきます。

失礼しました。

○駒村座長 一当たり皆様から御発言があったと思います。

先ほどと同じように、座長があまり意見を言うのもあれですけども、座長から離れて申し上げたいと思います。

80歳以上の方が非常に増えてきて、有料老人ホームが国民生活でも非常に重要な役割を果たすようになってきた。今回こういう具体的なルールの見直しみたいな議論が出てきたということについて、やはり国民の皆様にも、この弊害がどうなっているのか、この改革でどういうことを目指しているのかが伝わるように、ぜひお願いできればなと思っています。

それから、ルール変更、インセンティブ、登録制度、様々議論されてきて、こういう新しいルールが入ってくると、規制逃れとか、供給量に急ブレーキがかかったり、あるいは撤退も含めたり、利用者のセレクションみたいなものも起き得るということもありますので、非常にきめ細かいというか、神経を使ったルールづくりをやらなければいけないだろうと。

そのためには、ハードローと言うのでしょうか、規制と、それからソフトローという業界自主ルールの最適なバランスを検討していただきたいと思うのですが、ソフトロー、業界ルールというのは、業界団体がどのくらいきちんとした力を持っているかというのが前提になりますので、そちらのほうにウエートを持っていくなれば、業界団体の実効性を持っていただくと。一方のハードローのほうは、実行部隊の自治体にどれだけの資源を保障しているのかも重要だと思います。いずれにしても極めて重要な展開に入ってきたと思います。

このほか、全体として御意見があれば挙手をお願いいたします。いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、各構成員からの御意見をいただきましたので、議論はこれで終了したいと思います。

これまでいただいた御意見を踏まえて、次回の検討会において、取りまとめに向けた案を準備させていただき、御議論いただきたいと思います。

その上で、その後、本日の構成員よりの御提案をどう受け止めていくのかということについて、先ほど私も申し上げたように、国民全体からのコンセンサス、あるいはきめ細かい意見も反映していかなければいけないということで、パブリックコメントなどを実施し

ていただいて、秋頃の取りまとめを目指していただきたいなと思っております。

次回の検討会について、事務局より説明をお願いいたします。

○落合専門官 次回の検討会の日程につきましては、追って事務局より御連絡をさせていただきます。

○駒村座長 ありがとうございました。

それでは、本日はこれで終了といたします。御多忙の中、ありがとうございました。